

玉城町告示 9 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 10 月 9 日

玉城町長 辻 村 修 一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
世古
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 4 月 23 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
経営体数
法人 2 経営体
個人 5 経営体
集落営農（任意組織） 0 組織
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
 - ・担い手の低コスト化、6 次産業化を支援する。
 - ・高齢化や後継者不在により耕作が困難になった農地について、地域及び近隣の中心となる経営体に農地集積を図り、作業の効率化と規模拡大を目指す。
 - ・農道、水路の保全活動について、清し有田佐田沖環境保全会と連携を取りながら取り組んでいく。
 - ・暗渠排水の早期実施による圃場の改善について、宮川左岸第一土地改良区の協力を得ながら担い手の支援を実施していく。
 - ・町外の担い手が参加した為、出し手の選択肢は増えたが、町内の新規就農の促進を図る。

玉城町告示 9 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 10 月 9 日

玉城町長 辻 村 修 一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
世古
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 31 年 4 月 23 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
経営体数
法人 2 経営体
個人 5 経営体
集落営農（任意組織） 0 組織
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
 - ・担い手の低コスト化、6 次産業化を支援する。
 - ・高齢化や後継者不在により耕作が困難になった農地について、地域及び近隣の中心となる経営体に農地集積を図り、作業の効率化と規模拡大を目指す。
 - ・農道、水路の保全活動について、清し有田佐田沖環境保全会と連携を取りながら取り組んでいく。
 - ・暗渠排水の早期実施による圃場の改善について、宮川左岸第一土地改良区の協力を得ながら担い手の支援を実施していく。
 - ・町外の担い手が参加した為、出し手の選択肢は増えたが、町内の新規就農の促進を図る。